

善意銀行運営事業

平成 30 年度 障がい者支援払出募集

大阪市淀川区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。

区内の地域福祉の推進を目的に、「善意銀行」に預託いただきましたみなさまの善意を活用し、区内で障がい者支援の活動をしている団体等を支援し、より区民のみなさまに見える形で福祉の増進に貢献する仕組みとして、払出を実施いたします。

1. 払出対象 区内で活動する障がい者福祉の増進に寄与する法人または5名以上の団体
交付は原則3年までとする。
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
 - ・営利を目的とするもの
 - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
 - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
2. 対象となる活動 区内で実施される事業であり、営利目的とせず、申請団体が自ら計画し、実施するもの。障がい者福祉の増進に寄与する事業であるもの
3. 対象経費 平成30年度実施事業に対する必要経費
※年間事業費総額の10%以上の自主財源が必要です。
※自らの責任において負担すべき経費(人件費・飲食費など)は対象外です。
4. 払出額 1件 10万円以内
5. 申込方法 善意銀行障がい者支援払出申請書(第1号様式)に、①役員名簿、②活動計画書、③収支予算書、④前年度事業報告・収支決算書を必ず添付し、区社会福祉協議会まで提出してください。
6. 申込期間 平成30年4月16日(月)～27日(金)必着
7. 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
8. 決定通知 結果については、文書で通知します。(5月下旬予定)

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》

- ・「善意銀行払出請求書(第3号様式)」を提出
- ・払出額を6月末までに振込予定
- ・事業完了後30日以内に「完了報告書(第4号様式)」及び必要書類を提出
- ※詳しくは、払出決定団体にお知らせします。

9. 留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
 - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会

〒532-0005 大阪市淀川区三国本町 2-14-3

電話番号 (06) 6394-2900 ファックス番号 (06) 6394-2978

ホームページ : (<http://yodogawa.kusyakyou.or.jp>)